日・EU EIA 検討タスクフォース 日本側中間報告

海外調査部欧州課

2007年6月にベルリンで開催された「日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT)」の提言に基づき、日・EU それぞれに日・EU 経済統合協定 (EIA) について民間レベルの検討を行うため、「日・EU EIA 検討タスクフォース」(日本側事務局:ジェトロ)が設置された。

日本側タスクフォースは、産業界を中心とする有識者で構成され、大川三千男(東レ顧問)を座長に、2007 年 10 月から活動を開始、2007 年 10 月から 2008 年 2 月にかけて 5 回の全体会合を持ち、加えて有識者からのヒアリングを実施した。

本リポートは、これまでの日本側の検討結果を中間報告としてまとめたものである。

目 次

序		2
	U 経済統合協定(EIA)を検討するにあたっての基本的な考え方	
	. はじめに	
	. 日本と EU の成長戦略と経済連携深化のメリット	
	. 検討分野	
6	. 結語	9
別表	日・EU 経済統合協定(EIA)に盛り込んで欲しい項目	0

序

2007 年 6 月にベルリンで開催された「日・EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル (BDRT)」は、以下のとおり提言した。

「BDRT は、まだ十分に活用されているとは言い難い、日・EU 経済関係の潜在的可能性を十分に深めるために必要な諸条件を創ることに尽力する。この観点において、また WTO へのコミットメントの意味においても、BDRT は、日本および EU の政策当局に対して、日・EU 間の経済統合協定(EIA)とも言うべきもののフィージビリティーを調査するためのタスクフォースを産業界の支援の下に設立することを提言する。これは規制改革の協力強化、知的財産権、貿易拡大および投資環境改善のようなビジネスにとっての優先課題を含む質の高い経済協定であるべきである。EU と日本の産業界は、2008 年の BDRT 会議までにこのタスクフォースの結論が出ることを期待する。」(BDRT 共同提言より)

この提言を受け、日・EU BDRT および日・EU の経済界がイニシアティブを取り、日・EU それぞれに日・EU EIA について民間レベルの検討を行うためのタスクフォースが設置された。

日本側タスクフォースは、産業界を中心とする有識者で構成され、大川三千男(東レ顧問)を座長に、2007 年 10 月から活動を開始した。EU 側もビジネス・ヨーロッパ(欧州産業経営連盟)が中心となりタスクフォースを設置、2007 年 12 月から活動を開始した。

本タスクフォースは、2007 年 10 月から 2008 年 2 月にかけて 5 回の全体会合を持ち、加えて有識者からのヒアリングを実施した。本報告書は、これまでの日本側の検討結果を中間報告としてまとめたものである。2007 年の BDRT 提言を受けて、日・EU EIA のフィージビリティーを調査するため、本タスクフォースでは日・EU EIA についての基本的な考え方と EIA に盛り込むべき分野・項目についての検討に重点を置いて作業を進めた。今後、EU側タスクフォースとの合同会合を開催して意見交換等を行い、合同報告をとりまとめる予定である。



日・EU 経済統合協定(EIA)を検討するにあたっての基本的な考え方

1.はじめに

過去 50 年、日本と EU は共に世界経済の主要なプレーヤーとしてその発展に貢献してきた。日本と EU を合わせると、人口では世界の 10%に満たないが、GDP では 40%を超える。このように世界において双方とも大きな存在であるが故に、世界経済の持続的成長に果たすべき両者の責任は大きい。

日本とEUは自由、民主主義、法の支配等、共通の価値観を持っており、市場経済原理に沿ったオープンな国際経済システムを尊重している。このような共通の価値観を持つが故に、日本とEUは、世界経済の持続的発展に必要とされるオープンな国際経済システムの維持・強化に貢献する重要なパートナーとなっている。

日本とEUの産業界は既に、日・EU間の貿易・投資の拡大および技術の交流から大きな利益を得ている。同時に、良質な製品・サービス供給はもとより、雇用の創出や地域社会への様々な貢献を通じて1、豊かで安全・安心な市民生活の発展を支える大きな一翼を担ってきている。日本とEUの産業界には、こうした役割を将来にわたって果たしていく責務がある。そこで、日・EU産業界は、「世界最高峰のイノベイティブ社会の共同構築」「新次元の環境親和社会の共同構築」「安全な社会インフラの共同整備」「相互の貿易投資環境の改善」の4つの柱からなる日・EU間の経済統合協定(EIA)の検討を日・EU両政策当局に求め、また自らもその実現に努力していくべきである。この枠組みは、日・EU間の経済関係の深化をその目的とするのみならず、後述するようなグローバルな課題の解決に向けた協力を含む世界経済への貢献も視野に入れた新たなステージの経済関係であるべきである。

2.日本と EU の対外経済政策および日・EU 関係の枠組み

日本は、GATT/WTO体制の「自由・無差別・多角主義」原則の下でダイナミックな産業

_

¹ 経済産業省が実施した海外事業活動基本調査によると、2005年度に日本企業はEU域内に 2,000社 近くの現地法人を置き、40万を超える常勤の従業員を雇用している。

発展を遂げた。この間、日本企業は東アジアに国際的生産・流通ネットワークを構築、このネットワークを拡大・深化してアジアの経済発展を牽引してきた。また、日本は、2000年代初頭からFTA締結に対しても積極的な姿勢に転じ、ASEAN諸国や中南米のメキシコ、チリと経済連携協定(EPA)を締結、オーストラリアやインド、スイス、GCCなど多数の国とEPA交渉を進めており、2007年末には日ASEAN・EPA交渉の最終妥結に至った²。さらに、現在、日本の産業界は最も重要な貿易相手国・地域であり投資先でもあるEUおよび米国との経済連携又は経済統合に向けた検討を強く望んでおり³、日本政府も今後、EUや米国等の大市場国とのEPAも、将来の課題として検討していくことを表明している。

他方、EU は GATT/WTO 体制の維持・強化を通商政策の基本としながらも、EU 拡大準備と 近隣諸国との関係強化の一環として、これまで中・東欧や地中海沿岸などの周辺諸国を 中心に FTA を締結してきた。EU はアジアの国・地域とは FTA を締結していなかったが、2006 年秋に新しいグローバル通商政策を発表、成長著しいアジアを中心とした新興諸国との FTA 締結の方針を打ち出し、2007 年に韓国、インド、アセアンとの FTA 交渉を開始した。

日本が欧米と、EU がアジアとの経済連携を強化する方針を打ち出している今、日・EU のこれまでの経済関係を、より緊密な次のステージへ更に推し進めるべき時期が来たと我々は確信する。

日・EU 関係は、かつての厳しい貿易摩擦の時代から大きく変貌を遂げ、現在では協調と連携を基調とする良好な関係を維持している。この間、双方向の貿易・投資を拡大し、経済連携の緊密化を進めることを念頭に、民間レベルでは BDRT などの対話の場が、政府レベルでも「規制改革対話」など様々な枠組みが設けられ、一定の成果を挙げてきている。しかしながら、現状は日・EU が世界経済における責務を果たすには充分ではなく、新たな関係を構築する必要がある。

具体的には、EUが域内で目指しているいわゆる「四つの自由」(モノ、サービス、資本、

_

² 日本は現在、15の国・地域と経済連携協定(EPA)を締結ないし交渉中である。

³ 日本経団連は、EUとの経済連携について「日EU経済連携協定に関する共同研究の開始を求める」(2007年6月12日)「日・EU経済関係の発展に向け新たな枠組みの構築を求める」(2007年8月30日、ドイツ産業連盟との共同提言)という提言を、米国については「日米経済連携に向けての共同研究開始を求める」(2006年11月21日)という提言を行っている。



人の移動)を中長期的視点を持って日・EU間でも実現していくことが望まれる。この「四つの自由」の確保は、単に日・EUそれぞれにとってプラスであるのみならず、日・EU間の経済統合⁴による貿易創造効果を通じてWTOの下での多国間の貿易自由化にもつながり、世界経済全般にとっても有益なものとなると我々は確信している⁵。

欧州では、1950 年のロベール・シューマン仏外相の欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)創設 提唱から 40 年以上の歳月を経て、1992 年末に欧州市場統合が実現、EU が誕生した。EU は 自身が域内での上記の 4 つの自由移動を基本に、FTA/EPA を超えた地域統合を進めてきた。他方、EU は中・東欧諸国と FTA を含む欧州協定を漸次、締結することで、EU 経済圏拡大の基盤となる準備を進めてきた。その結果、EU は 2007 年には 27 ヵ国にまで拡大、米国を凌ぐ約 5 億人の巨大単一市場を形成するに至った。このように、高い完成度の経済統合を実現した EU は地域経済協定の注目すべきモデルケースの一つといえる。日・EU 経済関係の強化に更なる推進力を与えるべく、EU 経済統合の理念を念頭に置き、経済連携の質的深化に向けた協定を締結し、協定に盛り込む内容の実現をスピードアップする必要がある。

3.日本とEUの成長戦略と経済連携深化のメリット

日本は、アジアの発展に貢献し共に成長することを通じ、また、世界のイノベーションセンターを目指し、世界をリードする新産業群を育成することを通じ、国際競争力を高めることを目指している。アジアとの経済関係を深めようとしている EU との経済統合推進は、日本企業がアジアにおける生産ネットワークを更に効率的に活用する余地を広げる可能性があり、日本にとってもアジアと一体となった一層の経済発展に資するものと考えられる。

EU は「リスボン戦略」を通じ、世界で最も競争力のある知識ベース経済の構築を目指している。このビジョンを実現するためには、2004 年以降に新規加盟した中・東欧諸国および今後、EU に加盟する可能性のある近隣諸国の産業競争力や、研究開発の強化が必要であ

_

[「]ここで言う経済統合とは、日本がEU新規加盟国のようにEUの法制度を自動的に受け入れるのではなく、ビジネス関係の諸制度を共同して構築していくことを意味する。また、通貨の統合まで含むものではないというのも我々の認識である。

⁵ このような観点から、モノの分野においていまだ存在している関税及び非関税障壁、サービス貿易にかかる国内規制などを相互に撤廃ないしは緩和することが重要であると我々は認識する。

る。日本企業は直接投資や欧州企業との連携強化を通じて、EU が目標とする「リスボン戦略」の実現に貢献することが可能である。加えて、EU にとって、日本との経済統合推進は、貿易投資の促進や革新的技術の研究開発協力を通じた EU 産業の競争力強化といった視点のみならず、アジアなどの成長する第三国市場での日・EU 連携強化という点からも極めて有益である。この意味で、日本は EU にとって絶好のパートナーである。

世界でも最高レベルの技術・知的基盤を有する日本と EU が協力し、高度な経済活動の自由化を実現すれば、他の WTO 加盟国に範を示すことが可能である。そのためには、WTO の規律に整合性をもった形でモノとサービス貿易の高度な自由化を達成し、資本や人の自由移動を活性化することで投資の自由化・円滑化を更に高めていく必要がある。また、我々は日・EU の政策当局に対し、双方向でビジネスに関連する既存規制の運用面での執行協力や新たな制度策定に当たっての協力を実現することを求めたい。これにより、日・EU は、それぞれが個別に活動する以上にイノベーションを促進することが可能となり、それぞれの競争力の強化や持続的な経済成長、市民生活水準の向上を図ることが期待される。

また、日本と EU の経済成長と経済連携深化のメリットを享受するのは、日・EU 双方の企業や市民のみにとどまらない。日本と EU は、世界経済の主要なプレーヤーとして、世界経済の安定と発展に大きな役割を担っている。日・EU が経済連携を深化することで生み出される成果は、域外の第三国への日・EU の技術や制度の伝播という形で、世界的に波及していく可能性を秘めている。たとえば、日・EU が共同して設計した制度を各国の多様性に十分配慮しながら普及させていくといった形でアジア諸国での制度設計を支援していく姿である。また、日・EU 共同のイノベーションにより生まれた革新的な技術・製品が、南・東欧や CIS 諸国、アジア等第三国での環境等の諸問題の解決に役立つことも考えられる。このように、日・EU 間の経済統合の推進は、日・EU 間のバイラテラルな関係のみならず、世界への貢献という視点にも焦点を当てて検討すべきである。

4. グローバル化の進展とWTOプラスの共通課題への対応

21 世紀に入り、BRICs や ASEAN など新興諸国の台頭が目覚しい。その中で、日本、EU はともに自らの経済発展を加速させるための新たな道を確立すると同時に、世界のトップ

ランナーとして世界経済の持続的発展に貢献していく責務を負う。世界経済の持続的成長を図るためには、「自由、無差別、多角主義」というWTOの基本原則の精神を維持・強化していく必要がある。このため、ドーハラウンドの成功に向けて最大限の努力を継続すべきことは、日本とEUの共通理解である。

しかるに、現実問題として WTO での貿易自由化交渉は停滞しており、また、交渉のスコープも企業活動の実態に比べると必ずしも包括的とは言えない。特に、各国の経済発展に伴い生じた、環境、健康・安全、知的財産権、資源・エネルギーなどに関する新たな課題の中には、WTO ではカバーされていないものも多く含まれている。これらの課題は、一国や一地域が単独で対応することが困難なものであり、また時間的にも、ドーハラウンドの帰趨を見極めてから取り組むのでは遅すぎる。

日本と EU は、こうしたグローバルな課題に対して、協力して対処していくべきである。グローバルな課題に取り組む際に、モノとサービスの貿易における高度な自由化の達成など WTO ルールに準拠することは当然として、WTO でカバーされない様々な分野、例えば公正で透明な投資ルール、環境・安全などの分野での新制度の構築へ向けても協力し、それらが世界の模範となるものとすべきである。日本と EU は、市場経済の推進、循環型社会の構築など、世界が共有すべき理念に基づくシステムを創造することで、前述の課題解決に向けた新たな規範作りとその実践にイニシアティブを取るべきである。その実現を早めるためには、日・EU 双方のビジネス界にとって市場の創造や拡大に繋がるような事項を積極的に取り上げていくことが重要である。加えて、将来的には、こうした新たな規範とその実践の成果を WTO の枠組みに取り込んでいく努力を共同で行うことで、双方の取り組みをマルチの体制の強化に繋げていくべきである。

5.検討分野

我々は、以上の考え方に基づき、今後の日本とEUの関係発展の礎石とすべく、先進国同士の経済統合に相応しい柱として、前述のように「世界最高峰のイノベイティブ社会の共同構築」「新次元の環境親和社会の共同構築」「安全な社会インフラの共同整備」「相互の貿易投資環境の改善」の4つを提示し、これらに関する事項を包含する形での日・EU間の



経済統合協定(EIA)の検討を、日・EU両政策当局に求めていくこととしたい。

(1) 世界最高峰のイノベイティブ社会の共同構築

イノベーションは、先進国たる日・EU が自らの競争力を維持・強化し、更なる成長を遂げていくための重要な鍵である。日本および EU は官民をあげて革新的技術の開発のための協力関係を強化し、そこで生まれた技術への適切な保護を図っていくことにより、日本および EU で生まれた革新的技術・製品を、両国・地域の市民はもちろん、全世界の市民が幅広く利用できるような「イノベイティブな社会」を実現すべきである。

(2) 新次元の環境親和社会の共同構築

日・EU 共に、循環型社会への転換を図るとともに世界的な環境問題への対応にリーダーシップを持って取り組んでいる。また日本および EU 企業は、省エネ、省資源、環境保全の分野で世界最先端の技術を有している。日・EU が環境問題の解決に向け、それに役立つ革新的技術・製品の活用を促し、関連制度の整備協力や政策当局間の執行協力を行い、他の世界に模範を示していくことは、世界のトップランナーとしての・日 EU の国際的責務である。

(3) 安全な社会インフラの共同整備

日・EU は、市民生活と産業活動の安全に資する方策を共同して作り上げるべきである。 ただし、そのための制度・基準の調和や相互認証は、安全性とともに効率性の観点からな されるべきで、日・EU 間の自由な経済活動を阻害することのないよう、留意すべきである。

(4)相互の貿易投資環境の改善

日・EU 間の経済統合の深化を図り、それぞれの経済を発展させていくには、企業が相手国・域内で事業を展開するうえでの予見性を高め、公正な競争条件を確保し、コストを削減することが可能な環境を整備するべきである。WTO ルールに準拠したモノ・サービスの市場アクセスの更なる改善(関税・非関税障壁の撤廃) 投資の自由化・投資保護や、既存の諸制度の近接性(coherence)の強化、調和された新制度構築に向けての双方当局の協力

⁶ 我々は日・EU経済統合の意義を長期的な視野で考えているが、時代により、日・EU間で検討を進めるべき経済統合に関する個別事項は異なってくると思われる。しかし、高度に発展した経済社会を有する日・EU間の経済関係において、これらの4つの柱は中長期的にも重要な柱である。



などビジネス環境整備のための諸施策が講じられるべきである。また、租税協定や社会保障協定といったビジネスとの関連が深いが EPA のスコープには含まれてこなかった協定についても、日・EU の経済統合の実現と言う観点から EIA と並行してスピーディーな実現に向けて交渉に取り組むべきである。

具体的に日・EU EIAに盛り込んで欲しい事項としてタスクフォースにおいてこれまでに 提案されたものを、これら4つの柱に沿って整理のうえ別表に示すっ(注7)。

6 . 結語

当タスクフォースとしては、日・EU EIAの具体化に向け、日・EU 両政策当局が更なる検討を進めることを要望する。また、その検討と並行して、日・EU 間の経済統合に資する具体的なパイロットプロジェクトを立ち上げ、新制度の構築に向けた双方の政策当局の協力に関する具体的な取り組みを迅速に開始するよう併せて要望する。

以上

ってれらの事項の中には、EIAに盛り込むべきもののみならず、日・EUの経済統合推進と言う趣旨に合致するとの観点から、日本の産業界としてEU政策当局に要望したい事項(例えば、「EU域内税制の統一」など税制に係わる事項)も多く含めている。



別表 日・EU 経済統合協定(EIA)に盛り込んで欲しい項目

	大項目	小項目	日EU経済統合に向けた具体的措置と目指すべきゴール・あるべき姿
1.世界最高峰のイノベイティブ社会の共同構築			
	特許制度改革	特許制度調和	特許制度の国際的な調和の実現を目指し、円滑な権利取得を推進する。現在、日英並びに日独のみとなっている特許ハイウェイ
		特許ハイウェイの拡大	の拡大を図るとともに、共同体特許の実現と欧州特許訴訟協定(EPLA)の早期成立を実現することによって、特許審査に対する
		共同体特許の実現と欧州特許	審査期間の短縮と審査の質の向上、並びに日EU双方で獲得できる権利の安定性を確保する。
		訴訟協定(EPLA)の早期成立	
	知的財産権保護の執行強化	模倣品・海賊版への対応	模倣品・海賊版を規制するための法制度の実効ある執行を確保するとともに、第三国における対策に係る協力を進めることによ
			って、模倣品・海賊版の流通を抑制し、イノベーションの促進につなげる。
	著作権補償金制度の見直し・適	著作権補償制度·私的録音録	著作権補償制度及び私的録音録画補償金制度については、デジタルコンテンツの一層の利活用の促進に向け、DRM等を活用し
	正化	画補償金制度の抜本的見直し	たビジネスモデルの構築が可能となっている現状や個別ユーザーとの利用契約を前提としたオンラインコンテンツ配信の拡大を
			前提に、その縮小及び段階的な廃止に向けた検討を行うための日・EUの対話・協力を実施する。
			制度の見直しにあたっては、旧来の補償金賦課という解決の枠にとらわれず、技術と契約により著作物の利用行為に対する経済
			的利益の回収を可能とする新しい流通実態も併せ、権利者への適正な対価の還元方法を総合的に勘案すべきであり、これによ
			り消費者・権利者・機器提供者等の関係者にとって透明性・公平性があり、予見可能性の高い制度が構築されると考える。
		現行補償金制度の適正化	技術の進歩や利用の実態、並びに市場競争環境を考慮した、透明性・公平性の高い制度内容に改善するべきである。例えば、
			データ容量に比例して課される補償金の算定方法は、利用者の利便性に応えようとする記録メディア技術の導入を遅らせる。技
			術進歩を阻害することのないような算定方法にするべきである。

ユーロトレンド 2008.4

イノベーション促進のための技術	密接な対話・連携を基にした相	標準策定において、日·EU間で世界をリードする。
標準化に向けた協力	互に整合性ある標準策定への	グローバル規模で効率的な資源の活用やシームレス化の加速に繋がり、産業の競争力向上にも貢献する。
	協力	例えば、電子タグRead/WriteプロトコルやRead/Writer等々も対象にあげられる。
次世代ネットワークに関する協力	次世代ネットワーク構築・活用	ICTベースの新規雇用、日・EUのデジタルデバイド解消に貢献する。 具体的措置は以下のとおり。
	に向けての相互協力	・次世代ネットワークのコア技術の研究開発協力。
		・国際機関における標準化・相互接続性確保のための協力。
		・次世代ネットワークを活用したサービス(例:遠隔医療、テレワーク、ホームセキュリティなど)実現のための環境整備。
オープンなスタンダードに基づい	オープンなスタンダードに基づ	相互運用性が保障された"オープンスタンダード"なソフトウェア・製品を政府調達で積極採用すべき。インターフェイスにオープン
た技術や製品のソフトウエアの公	いた技術や製品の政府機関等	な標準を採用している場合、製品間の相互接続可能性が担保されるため、運用安定性等のメリットが得られる。
的部門での導入推進	への活用	
人的交流の拡大	学生の人材交流協力	日·EUの大学等教育機関の協力による多文化の高度人材を育成する。例えば、EU域内大学間の単位流通制度や短期留学を促
		進するための教育・学術プログラムである「エラスムス計画」へ日本の大学も参画し、単位の相互交換、学生の相互留学を促進
		ることによって、EUで事業を行っている日本企業とともに日本で事業を行っている欧州企業が日・EU双方の文化に通じた高度人
		材のリクルーティングが容易になり、生産的かつ協調的な人材確保が可能となる。また、大学等教育機関としても国際化や学生
		確保に貢献することが期待されよう。
異分野技術交流における協力	日·EU間の異分野技術交流の	日本のハード技術とEUの利活用技術の組み合わせを促進できるような、共同研究開発を推進する。政府資金を活用した研究関
	ための基盤整備	発の日·EU相互開放、大学·研究所の協力、さらには民間同士のオープンイノベーション推進を図る。 開発された結果を市場にと
		すにあたり、日·EU政府調達の活用や、相互承認等の活用が考えられる。
その他		EUとの協議等更なる検討により一層の項目拡大を図る。

2.	「次元の環境親和社会の共同構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	環境規制、環境関連ルール策	環境規制における管理物質や	政府レベルの定期協議を実施し、専門窓口を設置する。
	定・調和に向けた協力	除外規定のグローバルハーモ	
		ナイズ化	
		環境規制における公正かつ透	環境規制に関する公正で透明性のあるルールを策定する。産業の競争力を維持した上での規制を制定する。国際的な枠組みの
		明性のあるルールの策定	中での開発途上国への技術支援の協力体制を構築する。
		環境規制に関する事前通報、	環境規制や環境ソリューション市場(排出権市場)等の共通化検討委員会を設置する。
		科学データ交換、協議、相互	
		認証スキーム等の構築	
		環境に関する規制の柔軟な運	ビジネス・投資環境の維持・改善を目指し、化学品及び電気・電子機器の破棄などに関する環境規制の柔軟な運用等を図る。
		用等	
	環境親和性物品の関税撤廃	環境親和性物品の関税撤廃及	新エネルギー及び省エネルギー機器、並びにトップランナー家電等における環境親和性物品の関税撤廃制度を構築することによ
		びその撤廃制度の構築	り、環境親和性物品の普及促進を図る。
	化学物質の管理における相互協	化学物質に関する安全性情報	化学物質に関する安全性情報の相互利用のため、OECDのeChemPortalにリンクすることより始めて、安全性データの相互利用
	カ	の相互利用	を推進する。本eChemPortalを核として、さらに国際的な化学情報ネットワークを構築する。
			化学物質の安全性データの量と質の向上、重複試験の回避、動物愛護の推進を図る。
		REACH実施に関わる課題の克	REACH実施に伴って、運用上様々な問題が具体的に顕現化してくると思われるが、相互の知見・経験を共有し、よりworkableで
		服とworkabilityの向上	実効性のある運用を目指す。
			域内外を超えたサプライ・チェーンにおける双方向の公平かつ円滑な情報伝達システムとツールを構築する。

ユーロトレンド 2008.4



Report 5

気候変動・環境対策における相	地球温暖化対応·環境保護技	日·EUの産業界が所有する、お互いにメリットある形で相互利用可能な各種省エネルギー・環境保護に関する技術を収集・登録し
互協力	術の相互利用	データーベース化する。
	開発途上国への技術移転によ	温室効果ガス削減、公害防止、資源開発をはじめとする産業分野での環境対応支援を行う。
	る貢献	知的財産等の適切な保護を前提とした、技術供与のためのシステムを構築する。
		地球規模での環境改善に寄与する。
	革新的技術開発や基準策定等	新エネルギー(バイオ燃料、太陽光発電、水素エネルギー等)、革新的エネルギー(既存分野での高率の省エネルギーなど)等
	における協力	の、革新的温暖化対策技術での技術交流を促進する。
		新エネルギー、省エネルギー技術の高度化による日・EUの産業競争力の強化を図る。
		省エネ規制における環境配慮設計基準や計測手法等の調和による重複コストの削減、グローバルモデルの構築を目指す。
		バイオ燃料に関する共通品質基準の策定等、グローバルスタンダードの策定に向けた協力を行う。
その他		EUとの協議等更なる検討により一層の項目拡大を図る。

安全な社会インフラの共同整備 		
貿易の安全確保	AEO (Authorized Economic	世界税関機構(WCO)の『国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み』に準拠した制度の下で一定の基準を満た
	Operator)制度の相互承認等	ていると認定された企業に対し、電子化された簡素な通関手続きを適用するAEO制度について、EUとの間で相互承認を実現
		ことによって、貨物の安全管理と物流の効率化を両立させる。また、その成果のグローバルな展開に努める。
相互承認の対象範囲の拡大	医療機器の登録制度()を始	日・EU相互承認協定(MRA)が対象とする4分野(通信機器、電気製品、化学品GLP、医薬品GMP)に限定しない、さらに広範
	め、他分野への相互承認の拡大	領域におけるMRAが実現することによって、当該機器の市場導入コストの低減を図る。また、消費者に対して、より安価で質の
	可能性の検討	いサービスの提供が可能となる。
	()欧州ではMDD指令及びCEマ	
	ーキング、日本では薬事許可	
	自動車安全規格基準の相互認証	UNECE基準に基づ〈部品ベースの相互認証の拡大及び車両全体の相互認証への拡大を図る。
生活用品・食品安全について	特に第三国からの輸入品の安全	輸入相手国(第三国)の生活用品・食品の安全度の向上、ボトムアップを図る。
の規則の共通化・協力	に関する規則の共通化・協力	グローバルな食品・製品の安全確保を図る。
電子商取引における個人情報	電子商取引における個人情報保	電子商取引における個人情報の日·EU間の移動にあたり、(米·EU間と同様に) 日·EU間においても その運用基準を明確化
保護	護	ルールを遵守している利用者のリスクが存在しない体制を構築する。
大規模災害防護と事故対応	大規模災害防護と事故対応	テロ、SARS等の国家をまたがる災害予防に関わる協力を行う体制を構築する。
その他		 EUとの協議等更なる検討により一層の項目拡大を図る。

ユーロトレンド 2008.4

関税の撤廃	特に高関税品目の関税撤廃等	乗用車(10%)、家電(最高14%)など他の先進国には見られないEUの高関税品目をはじめ、関税撤廃等により、輸入者及び
		消費者の負担を軽減する。
関税分類	透明性の確保	関税分類上の疑義が生じた場合には協議する。
原産地規則	原産地証明に際しての認定輸出者	認定輸出者制度(自己証明制度)を導入し、輸出者が第三者証明制度か認定輸出者制度のいずれかを選択できるようにす
	制度と第三者証明制度の併用	る.
アンチダンピング	アンチダンピング運用の適正化	アンチダンピング制度の濫用を防ぎ根拠のない提訴で調査が始まらないようにするため、また貿易取引の継続性・安定性の確
		保という観点からも、調査開始に際する政府間事前協議を含めた適切な仕組みを構築する。
投資交流のさらなる促進	高水準の投資規定の設置	日·EU双方向の投資拡大に向け、モノ、サービス、資本、人の自由移動を確保する制度的基盤を整備するため、EIAの一部とし
		て投資自由化、投資保護、投資円滑化、紛争解決を含む高水準の投資規定を設ける。
	投資環境の問題改善のための協議	日·EU相互に、(1)投資に関わる政策、法制度、慣行の改善、(2)投資規定の実施·運用や留保に関する見直し、監視、(3)
	メカニズムの確立	投資に関わる諸問題、について討議・情報交換等を行う官民協議メカニズムを確立する。
	投資情報のワンストップサービス提	EUに、全国的な、またはEUワイドな投資促進機関や各国政府並びに地方政府を結ぶ投資促進機関のネットワークを構築し、
	供体制の構築	かつ、投資家に対し投資情報提供のワンストップサービスを実施し得る体制を整備する。さらに日本と各EU加盟各国間で投資
		許認可手続きのワンストップサービスの実現に向けた協議を行う。
投資に係る人の移動の自由	投資に係る人の移動の自由化	投資に係る人の移動に関し、(1)投資に係る重要人員(キーパーソネル:投資家、経営者、管理者、専門家)及びその配偶者・
化		子の一時入国、滞在、労働許可の容認及び許可の取得手続きの簡素化・迅速化、(2)企業内転勤を行う被雇用者・研修者の
		労働·滞在に関わる許可の取得手続きの簡素化·迅速化、(3)配偶者の労働許可に関する奨励、(4)日·EU(各国)間でのビ
		 ザ発給要件の調和、ビザ発給手続の透明性確保を図る。

ユーロトレンド 2008.4



Report 5

EU域内での安定した法制度	EU指令を適時適切に反映した加盟	EU指令を適時適切に反映した法制度を加盟各国で整備するとともに、日・EU間で生じる紛争等を解決するための仕組みを確
環境の実現	各国の国内法制度の整備	立することによって、安定した法制度環境を実現する。
	日·EU間に生じる紛争等を解決する	
	ための仕組みの確立	
日·EU間の国境を越えた事業	日本の会社法と欧州会社法の調和	株式交換や資産移転に伴う課税猶予の範囲を拡大するなど、関係企業がメリットを享受できる施策を盛り込む。
再編の容易化		
	EU域内での支店設置に際しての規	欧州会社法による非公開会社の設置認可、並びに当該措置が認められるまでの期間、EU域内に支店を設置する場合の規制
	制緩和	を緩和する。
公正かつ自由な競争の促進	競争政策の透明性の確保等	EU競争法の執行手続き及び域外適用について透明性及び納得性を担保するとともに、わが国の審査・不服申立て制度につ
		いてEUとのイコールフッティングを図ることによって、安定的なビジネス・投資環境を確保し、公正かつ自由な競争を促進する。
資本市場インフラの整備	会計基準のコンバージェンス等	会計基準のコンバージェンスを加速化し、日本企業の日本基準でのEU上場とEU企業の国際会計基準での日本上場を相互承
		認することによって、国境を越えた自由な資金調達や投資を促進する。
金融規制	金融規制の調和	ファイアーウォール規制の撤廃やプリンシパルベースド·アプローチによる規制の採用等、日·EU間で金融規制の調和を行う。
日·EU中小企業の発展	日·EU中小企業の投資交流促進の	日·EU経済を支える中小企業のさらなる発展を図るため、日·EU中小企業間の投資交流促進を目指す協力体制を確立する。
	ための協力体制の確立	

	TM Hu		
	税制	EU域内税制の統一(特に所得源泉 	EU加盟国間取引或いは、日·EU間での投資促進におけるインセンティブになる。
		税率)	
		EU域内連結納税制度の導入	EU全体での所得計算を可能とすることで、EU域内で横断的かつ多角的な事業展開が可能となる。
		付加価値税制(VAT)の簡素化・調和	日·EU双方の企業にとってVATの集中管理が容易になる。
		移転価格税制に関わる共通ルール	移転価格税制のルールを共通化することにより、日・EU企業のオペレーションにおける障害及びコスト低減が図れ、迅速且つ
		の整備・制定	有利な事業展開が可能になる。また、移転価格税制に関する協議の迅速化及び円滑な実施を求める。
	租税協定	日·EU間の統一的租税条約の締結	現状ではEU加盟国個別に締結している租税条約を日・EU間で統一的に締結することにより、EU各国における取引ごとの税務
			上の扱いの統一を図る。
		二国間租税条約改正の迅速化	海外子会社からの配当やロイヤリティの支払いに対して源泉地国の免税が適用されることにより、事務負担の軽減を図る。
		(ロイヤリティ源泉徴収の縮小・廃	
		止)	
	社会保障協定	未締結国との社会保障協定の締結	社会保険料の二重払い解消による社会保障費負担の削減を図る。
		年金を含む社会保障制度の強化に	
		関する協力	
	その他		EUとの協議等更なる検討により一層の項目拡大を図る。
_	l		